

第2 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小連結親法人</p> <p>第3款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（<u>事業基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額 <u>の特別控除</u>）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小連結親法人</p> <p>第3款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（<u>事業基盤強化設備</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額 <u>の特別控除</u>）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 68 条の 14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 68 条の 15 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	<u>第 68 条の 15 《情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の 特別控除》関係</u>
第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係	第 68 条の 15 の 2 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 1 款 共通事項	第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係
第 2 款 公害防止設備	第 1 款 共通事項
第 3 款 海洋運輸業等	第 2 款 公害防止設備
第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却》関係	第 3 款 海洋運輸業等
第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却》関係	第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却》関係
第 68 条の 20 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係	第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却》関係
第 68 条の 21 《事業革新設備等の特別償却》関係	第 68 条の 20 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係
	第 68 条の 21 《事業革新設備等の特別償却》関係
	<u>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却》関係</u>
	<u>第 68 条の 25 《資源再生化設備等の特別償却》関係</u>
第 68 条の 26 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係	第 68 条の 26 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係
第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係	第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係
第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償 却》関係	第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償 却》関係
第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準	第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準
第 2 款 対象となる資産の範囲等	第 2 款 対象となる資産の範囲等
第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係	第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係
第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増	第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増

改 正 後	改 正 前
償却) 関係	償却) 関係
第 68 条の 33 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係	第 68 条の 33 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係
第 68 条の 34 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係	第 68 条の 34 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係
第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係	第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係
第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係	第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係
第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係	第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係
第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係	第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係
第 3 章 連結法人の準備金等	第 3 章 連結法人の準備金等
第 68 条の 43～第 68 条の 58 の 2 (共通事項) 関係	第 68 条の 43～第 68 条の 58 の 2 (共通事項) 関係
第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係	第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係
第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係	第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係
第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係	第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係
第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係	第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係
第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係	第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係
第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係	第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係
第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係	第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係
第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係	第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係
第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係	第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係
第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係	第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係
第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係	第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係
第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係	第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係
第 4 章 削 除	第 4 章 削 除

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>
<p>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>	<p>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>
<p>第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>	<p>第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>
<p>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>	<p>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>
<p>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p>	<p>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85の3（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関</p>	<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85の3（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関</p>

改 正 後	改 正 前
係	係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係	第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係	第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 3 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係	第 68 条の 85 の 3 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 4 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係	第 68 条の 85 の 4 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係	第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 比較対象取引	第 2 款 比較対象取引
	第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第12章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例） 関係</p>	<p>第12章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例） 関係</p>
<p>第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例） 関係</p>	<p>第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例） 関係</p>
<p>第14章 連結法人のその他の特例</p> <p>第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p>	<p>第14章 連結法人のその他の特例</p> <p>第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係 第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係 第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係	第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係 第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係 第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係

二 第 68 条の 8 (中小企業者等である連結法人の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等である連結法人の年 800 万円以下の連結所得金額の端数計算) 68 の 8-1 <u>第 1 項の表の第 2 号及び第 3 号</u>	(中小企業者等である連結法人の年 800 万円以下の連結所得金額の端数計算) 68 の 8-1 <u>第 1 項の表の第 3 号及び第 4 号</u>

三 第 68 条の 9 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(試験研究費の額の統一的計算) 68 の 9(1)-2 <u>同項第 11 号</u>	(試験研究費の額の統一的計算) 68 の 9(1)-2 <u>同項第 11 条</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額</u>)</p> <p>68 の 9(1) - 8 ……………</p> <p>……………<u>連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日</u>……………</p> <p>……………<u>当該連結子法人のその有することとなった日</u>……………</p> <p>(<u>移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法</u>)</p> <p>68 の 9(3) - 2 ……………</p> <p> <u>同条第 28 項</u>……………</p> <p> (㊦) <u>分割又は現物出資の時に、分割法人又は現物出資法人</u>……………</p> <p>68 の 9(3) - 3 削 除</p>	<p>(<u>分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額</u>)</p> <p>68 の 9(1) - 8 ……………</p> <p>……………<u>当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該分割の日</u>……………<u>当該分割の日</u>……………</p> <p> <u>連結法人が連結親法人事業年度の中で連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額についても、同様とする。</u></p> <p>(<u>移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法</u>)</p> <p>68 の 9(3) - 2 ……………</p> <p> <u>同条第 27 項</u>……………</p> <p> (㊦) <u>分割等（分割、現物出資又は事後設立をいう。）の時に、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）</u>……………</p> <p> <u>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)</u></p> <p>68 の 9(3) - 3 <u>連結法人が連結親法人事業年度開始の日に当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合において、当該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人）が法第 81 条の 24 第 1 項に規定する連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けているときであっても、措置法令第 39 条の 39 第 21 項の移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する認定を受けるときは、同項に規定する書類の提出については、当該分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p> <p> <u>同条第 27 項に規定する売上金額についても、同様とする。</u></p>

四 第 68 条の 10～第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -1 ……………</p> <p>……………第 68 条の 14 第 1 項……………<u>第 68 条の 24、第 68 条の 26、 第 68 条の 27</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -2 ……………</p> <p>……………第 68 条の 14 第 1 項……………<u>第 68 条の 24、第 68 条の 26、 第 68 条の 27</u>……………第 42 条の 10 第 1 項及び……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……………第 68 条の 14……………<u>第 68 条 の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>……………<u>適格現物分配</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>被現物分配法人</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -5 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13 第 3 項又は第 68 条の 14 第 4 項……………<u>現 物分配法人</u>……………<u>現物分配</u>……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -1 ……………</p> <p>……………第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 15 第 1 項</u>……………<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -2 ……………</p> <p>……………第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 15 第 1 項</u>……………<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>……………第 42 条の 10 第 1 項、<u>第 42 条の 11 第 1 項、</u>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……………第 68 条の 14、<u>第 68 条の 15</u>……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>……………<u>適格事後設立</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>被事後設立法人</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -5 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13 第 3 項、<u>第 68 条の 14 第 4 項又は第 68 条の 15 第 4 項</u>……………<u>事後設立法人</u>……………<u>事後設立</u>……………</p>

五 第 68 条の 10(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10-9 <u>措置法第 68 条の 10 第 9 項</u>……………第 3 項まで及び第 6 項の規定の適用がない<u>同条第 9 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 9 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定</u>……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10-9 <u>措置法第 68 条の 10 第 7 項</u>……………第 3 項までの規定の適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………当該連結子法人……………<u>これらの規定</u>……………</p>

六 第 68 条の 11(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 11-11 ……………</p> <p>……………適用がない<u>同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項から第 3 項までの規定</u>……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 11-11 ……………</p> <p>……………適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………当該連結子法人……………<u>これらの規定</u>……………</p>

七 第 68 条の 12(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 12 (事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>	<p>第 68 条の 12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 12-1<u>事業基盤強化設備等</u>.....<u>120 万円以上</u>であるかどうか又は<u>情報基盤強化設備等</u> (措置法第 68 条の 12 第 1 項に規定する「<u>情報基盤強化設備等</u>」をいう。以下 68 の 12-9 までにおいて同じ。) の取得価額の合計額が 70 万円以上であるかどうか..... (注)</p> <p>(圧縮記帳をした<u>事業基盤強化設備等</u>の取得価額)</p> <p>68 の 12-3 <u>情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が 70 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>68 の 12-4 <u>削 除</u></p>	<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 12-1<u>事業基盤強化設備</u>.....<u>同項に規定する金額以上</u>であるかどうか..... (注)</p> <p>(圧縮記帳をした<u>事業基盤強化設備</u>の取得価額)</p> <p>68 の 12-3</p> <p><u>(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>68 の 12-4 <u>連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 12 第 1 項第 4 号に規定する大規模連結法人 (以下「大規模連結法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得等をして事業の用に供した同号に定める資産については、大規模連結法人が取得等をしたものとして同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することに留意する。</u> (注) <u>大規模連結法人に係る同条第 1 項に規定する特別償却限度額 (同項第 4 号に係るものに限る。) 又は同条第 2 項に規定する税額控除限度額 (同条第 1 項第 4 号に係るものに限る。)</u> は、当該資産の取得価額の 35%相当額を基礎として計算するのであるが、措置法令第 39 条の 42 第 1 項に定める取得価額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68 の 12-5 ……<u>措置法第 68 条の 12 第 1 項第 2 号から第 5 号まで</u>… ……………</p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>68 の 12-5 の 2 措置法第 68 条の 12 第 1 項第 5 号に掲げる連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェア (措置法規則第 22 条の 25 第 6 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 7 項に規定するソフトウェアに限る。) を取得したことと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額を当該ソフトウェアの取得価額として措置法第 68 条の 12 第 1 項又は第 2 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備等)</p> <p>68 の 12-7 …… ……………<u>事業基盤強化設備等</u>……………<u>事業基盤強化設備等</u>をいう。以下 <u>68 の 12-8</u>……………</p>	<p><u>基準を満たすかどうかは、当該資産の取得価額により判定することに留意する。</u></p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68 の 12-5 ……<u>措置法第 68 条の 12 第 1 項第 2 号から第 4 号まで</u>… ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p> <p>68 の 12-7 …… ……………<u>事業基盤強化設備</u>……………<u>事業基盤強化設備</u>をいう。以下 <u>68 の 12-9</u>まで……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 12-8 ……<u>事業基盤強化設備等</u>……………<u>当該事業基盤強化設備等</u>……………<u>当該事業基盤強化設備等</u>……………</p> <p>(注) ……<u>事業基盤強化設備等</u>……………</p> <p>(<u>附属の装置又はソフトウェアの同時設置の意義</u>)</p> <p>68 の 12-9 <u>措置法規則第 22 条の 25 第 6 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 1 号ロ又は第 4 号において本体の電子計算機又は同項第 1 号から第 3 号までに掲げる減価償却資産のいずれか(以下 68 の 12-9 において「本体」という。)</u>と同時に設置することを条件として<u>情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の装置又はソフトウェアには、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の装置又はソフトウェアが含まれるものとする。</u></p> <p>(<u>事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>68 の 12-10 ……<u>事業基盤強化設備等</u>……………<u>当該事業基盤強化設備等</u>……………<u>事業基盤強化設備等</u>……………</p> <p>(<u>教育訓練費の範囲</u>)</p> <p>68 の 12-12 ……<u>措置法令第 39 条の 42 第 12 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 12-8 ……<u>事業基盤強化設備</u>……………<u>当該事業基盤強化設備</u>……………</p> <p>(注) ……<u>事業基盤強化設備</u>……………</p> <p>(<u>附属機器等の同時設置の意義</u>)</p> <p>68 の 12-9 <u>措置法令第 39 条の 42 第 5 項の機械及び装置並びに器具及び備品に係る平成 21 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 373 号の別表において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p> <p>(<u>事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>68 の 12-10 ……<u>事業基盤強化設備</u>……………<u>当該事業基盤強化設備</u>……………<u>事業基盤強化設備</u>……………</p> <p>(<u>教育訓練費の範囲</u>)</p> <p>68 の 12-12 ……<u>措置法令第 39 条の 42 第 11 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 12-14 ……………</p> <p>……………適用がない同条第 9 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、 <u>同条第 1 項から第 3 項までの規定</u>……………<u>連結法人</u>……………当該 <u>連結子法人及び同条第 9 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人</u>…………… <u>同条第 1 項から第 3 項までの規定</u>……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 12-14 ……………</p> <p>……………適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法 人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>…… ……………当該連結子法人……………<u>これらの規定</u>……………</p>

八 第 68 条の 13(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 13-12 ……………</p> <p>……………適用がない同条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、 <u>同条第 1 項及び第 2 項の規定</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結 子法人<u>及び同条第 5 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人</u>……………<u>同条 第 1 項及び第 2 項の規定</u>……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 13-12 ……………</p> <p>……………適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法 人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>…… ……………当該連結子法人……………<u>これらの規定</u>……………</p>

九 第 68 条の 14 (〔沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 14-7 ……………</p> <p>……………適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、 同条第 1 項から第 3 項までの規定……………<u>連結法人</u>……………当該 連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人…………… 同条第 1 項から第 3 項までの規定……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 14-7 ……………</p> <p>……………適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法 人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>…… ……………当該連結子法人……………<u>これらの規定</u>……………</p>

十 旧第 68 条の 15 (〔情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 68 条の 15 (〔情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係)</p>
(廃 止)	<p><u>(連結事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</u></p> <p>68 の 15-1 <u>連結法人が連結事業年度の指定期間 (措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する指定期間をいう。以下同じ。) 内の中途において資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の連結法人 (以下「資本金等 1 億円以下連結法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その資本金等 1 億円以下連結法人に該当していた指定期間内に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する 70 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等には、措置法第 68 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>連結法人が資本金の額又は出資金の額が 10 億円以下の連結法人に該当して</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>いた指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が3,000万円以上である場合の当該情報基盤強化設備等についても、同様とする。</u></p> <p><u>④ 連結法人が連結事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が、1億円以上である場合の当該情報基盤強化設備等については、その情報基盤強化設備等のすべてが対象となる。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>68の15-2 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第68条の15第1項又は第2項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>68の15-3 措置法第68条の15第1項に係る措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>

(廃止)

(廃止)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 15-4 連結法人が、その取得等をした情報基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報基盤強化設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報基盤強化設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 物品賃貸業を営む連結法人は、貸付けの用に供した情報基盤強化設備等につき措置法第 68 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15-5 情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する 1 億円、3,000 万円又は 70 万円であるかどうかを判定する場合において、その情報基盤強化設備等が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(情報基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68 の 15-6 連結法人が措置法第 68 条の 15 第 1 項 (同法第 42 条の 11 第 1 項を含む。) に規定する情報基盤強化設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年度 (その事業の用に供した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 68 の 15-6 において「供用年度」という。) 後の連結事業年度において当該情報基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった情報基盤強化設備</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>等に係る措置法第 68 条の 15 第 2 項（同法第 42 条の 11 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 15-7 措置法第 68 条の 15 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない連結法人は、これらの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、これらの規定の適用を受けることができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68 の 15-8 措置法第 68 条の 15 第 9 項及び第 10 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68 の 9(3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>

十一 第 68 条の 15（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15</u>（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>（控除可能期間の判定）</p> <p><u>68 の 15-1</u> 連結法人が措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 2</u>（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>（控除可能期間の判定）</p> <p><u>68 の 15 の 2-1</u> 連結法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項……………</p> <p>(注) ……………</p>